

2015年4月28日 全4頁

レバレッジ比率の開示要件

【金融庁告示】大手行、2015年3月末よりレバレッジ比率の開示へ

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年3月12日、金融庁は、レバレッジ比率に関して、国際統一基準行を対象として、「第三の柱」に係る「告示」（レバレッジ比率開示告示）を公表している。
- レバレッジ比率開示告示は、国際統一基準行に対し、レバレッジ比率を導入するための「第一の柱」に係る「告示」（レバレッジ比率告示）が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、レバレッジ比率開示告示は、レバレッジ比率告示と同様に、連結での遵守が求められる（単体での遵守は求められない）。
- 連結会計年度の開示事項（直近の2連結会計年度に係るものに限る。）、中間連結会計年度の開示事項（直近の2中間連結会計年度に係るものに限る。）及び四半期の開示事項は、共通して、連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）に関する開示事項であり、その大枠は「連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）の構成に関する事項」及び「前連結会計年度（又は前中間連結会計年度又は前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）」の2点である。
- 定性的開示事項が定められていない点や、連結会計年度、中間連結会計年度及び四半期の開示事項が共通である点にかんがみれば、レバレッジ比率の開示要件は、パーゼルⅢにおける資本構成の開示要件や流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）の開示要件に比して簡素であるといえる。
- レバレッジ比率開示告示は、2015年3月31日より適用されている。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. <u>連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）に関する開示事項</u>	2
■ 3. おわりに	3
■ <u>【付属資料】別紙様式</u>	4

1. はじめに

2015年3月12日、金融庁は、レバレッジ比率¹に関して、国際統一基準行²を対象として、「第三の柱」に係る「告示」³（以下、「レバレッジ比率開示告示」）を公表している⁴。

レバレッジ比率開示告示は、国際統一基準行に対し、レバレッジ比率の計算方法に関する「告示」⁵（以下、「レバレッジ比率告示」）⁶が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、レバレッジ比率開示告示は、レバレッジ比率告示と同様に、連結での遵守が求められる（単体での遵守は求められない）。

レバレッジ比率開示告示は、2015年3月31日より適用されている。

本稿では、レバレッジ比率開示告示に基づく開示事項を簡潔に紹介する。

2. 連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）に関する開示事項

連結会計年度の開示事項（直近の2連結会計年度に係るものに限る。）、中間連結会計年度の開示事項（直近の2中間連結会計年度に係るものに限る。）及び四半期の開示事項は、共通して、連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）に関する開示事項であり、その大枠は次の2点である。

¹ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3%（=3/100）以上」は、「レバレッジ33倍（=100/3）以下」と言い換えることが可能である。

² 具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社（金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が1兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社）をいう。

³ 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等をいう。

⁴ 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html>）

⁵ 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」等をいう。

⁶ レバレッジ比率告示の概要は、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「レバレッジ比率の告示」（鈴木利光）[2015年4月28日]

（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009679.html）

【連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）に関する開示事項】

- ① 連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）の構成に関する事項
- ② 前連結会計年度（又は前中間連結会計年度又は前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

（出所）レバレッジ比率開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記①の「連結レバレッジ比率（又は持株レバレッジ比率）の構成に関する事項」は、別紙様式（p. 4 参照）により作成する。

前記②の「前連結会計年度（又は前中間連結会計年度又は前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）」については、レバレッジ比率改正告示と同日に公表された「監督指針」⁷の改正（以下、レバレッジ比率監督指針）によれば、例えば次のような場合には、連結レバレッジ比率の変動が連結レバレッジ比率の分子（Tier 1 資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、そしてその主な要因を開示することが求められている。

【前連結会計年度（又は前中間連結会計年度又は前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因】

- 前回の連結レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合
- 主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合

（出所）レバレッジ比率監督指針より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. おわりに

以上が、レバレッジ比率開示告示の概要である。

定性的開示事項が定められていない点や、連結会計年度、中間連結会計年度及び四半期の開示事項が共通である点にかんがみれば、レバレッジ比率の開示要件は、バーゼルⅢにおける資本構成の開示要件⁸や流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）の開示要件⁹に比して簡素であるといえる。

以上

⁷ 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の略称

⁸ バーゼルⅢにおける資本構成の開示要件の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ、資本構成の開示要件」（鈴木利光）[2013年4月12日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130412_007042.html)

⁹ バーゼルⅢにおけるLCRの開示要件の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件」（鈴木利光）[2015年3月19日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150319_009565.html)

【付属資料】別紙様式

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2) の該当番号 (※1)	国際様式 (表1) の該当番号 (※1)	項目	当期末 (又は当中間期末 又は当四半期末)	前期末 (又は前中間期末 又は前四半期末)
オン・バランス資産の額			(1)	
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額		
1b	2	連結レバレッジ比率(又は持株レバレッジ比率)の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)		
1c	7	連結レバレッジ比率(又は持株レバレッジ比率)の範囲に含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額		
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額(△)		
3		オン・バランス資産の額	イ	
デリバティブ取引等に関する額			(2)	
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)		
8		清算会員である国際統一基準行が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額	ロ	
レポ取引等に関する額			(3)	
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額	ハ	
オフ・バランス取引に関する額			(4)	
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額	ニ	
連結レバレッジ比率(又は持株レバレッジ比率)			(5)	
20		資本の額	ホ	
21	8	総エクスポージャーの額(イ+ロ+ハ+ニ)	ヘ	
22		連結レバレッジ比率(又は持株レバレッジ比率)(ホ/ヘ)(※2)		

(※1)「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)により2014年1月12日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

(※2) 連結レバレッジ比率(又は持株レバレッジ比率)は、小数点第3位以下を切り捨て小数点以下第2位まで記載する。

(出所) レバレッジ比率開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成